

積極的ないじめの認知と、解消を目指した

組織的取組の徹底

管内で積極的な認知がすすんでいます！

4月のいじめ認知件数
H29年度 25件
H30年度 122件
(管内問題行動等調査より)

48倍増

怖いのは「いじめがある」ことでなく「いじめを見過ごす」ことです。

全国と2.3倍の開き！
児童生徒1000人当たりのいじめ認知件数(H28年度)
岡山 10.3人 全国 23.9人

『いじめについて考える週間』(6月4日～)を機に、「いじめの認知」と「解消」についてあらためて考えてみましょう。

各学校において、毎年度実施している問題行動等調査においていじめの認知件数が0であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公開し、検証することで認知漏れがないか確認する必要があります。

いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法)

積極的ないじめの認知



「いじめ」はどの学校、どの子どもにも起こりうる問題です。「いじめを認知している」ということは、**いじめの発見や解決に真剣に向き合っている証**です。

重要なのは、一人で抱え込まないことです。報告・連絡・相談・確認を徹底し、学校として対応しましょう。

解消に向けた組織的対応



校内で情報を共有し、**学校としての支援方針を立て、学校全体で徹底して解消に向けた取組**を行いましょ。また、**被害者・加害者・その保護者と方針を共有し、協力して取り組みましょ。**

いじめの解消の判断基準

- 「解消」は①②に基づいて判断する。
- ①いじめの行為が**3ヶ月以上**ないこと。
- ②本人と保護者に**面談等**で「心身の苦痛がない」ことを確認すること。

岡山県いじめ問題対策基本方針の重点の1つである「**児童生徒のいじめ問題に対する主体的な活動**」を各学校で展開しましょう。